

Q7-7 駐在員に支給するフリンジベネフィットの取扱いについて教えてください。

フリンジベネフィットに関する個人所得税の課税・非課税をまとめると以下のようになります。
なお、これらの会社負担の費用は、必要証憑を揃えれば法人所得税計算上は損金算入可能となります。

項目	個人所得税
本人と家族の赴任と帰任に伴う往復旅費および引越し費用(*)	非課税
本人の一時帰国の旅費(*)	非課税
家族の一時帰国の旅費	課税
水道光熱費、清掃費、電話代(*)	非課税
会社契約の住居家賃およびその賃借物の修繕費(*)	非課税
子女の奨学金(*)	非課税
子女の教育費	課税
耐久性のある家具の購入(固定資産に計上)	非課税
個人所得税とその他の税金負担(雇用契約書に明記必要)	課税
その他の福利厚生	課税

(*)以下の3つの条件を満たせば非課税となります。

1. 就労許可を取得している
2. 課税年度の滞在日数が183日以上
3. 年間の給与がNT\$120万以上